



(総則)

第1条 乙は、甲の提示した別冊の図面、設計書及び仕様書（以下「図面等」という。）に基づき、契約書記載の履行期間内に契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 図面等に明示されていないもの又はこれらに相互符合しないものがある場合には、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙は、図面等に基づき工程表又は実施計画表その他必要な書類を作成し、契約締結後着手の日までに甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子につけない。

4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第26条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、第14条第2項に規定する検査に合格したとき又は第19条第1項、第23条若しくは第24条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書

面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

第4条 乙は、目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、目的物が著作物に該当しない場合には、当該目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、目的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該目的物を使用し、若しくは複製し、又は当該目的物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第6条 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は目的物によって表現される構造物若しくは目的物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、甲に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（指示等）

第7条 甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対し、指示すること

ができる。

- 2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(管理技術者等)

第8条 甲は、委託業務の履行について必要があると認めるときは、乙に対し管理技術者又は主任技術者(次項において「管理技術者等」という。)を選任させ、その者を届出させることができる。

- 2 乙又は乙の管理技術者等は、甲の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(図面と自然の状態との不一致等)

第9条 委託業務の処理に当たり、図面等と現場との状態が一致しないときは、乙は、直ちに書面をもって甲に通知し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、委託業務の内容、契約金額を変更する必要があるときは、次条第1項の規定を準用する。

(業務内容の変更、中止等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 第1項の場合において、契約金額を変更する必要があるときは、当初の契約金額に当初設計金額に対する変更後の設計金額の割合を乗じて得た額とする。ただし、甲においてこの算定方法によりがたいと認める場合は、甲乙協議して定めるものとする。

- 4 甲は、必要がある場合には、委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

- 5 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、乙と協議してその損害を賠償しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第11条 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第12条 乙は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他自己の責めによらない理由又は正当な理由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 前項の延期願は、契約書記載の履行期間内に提出しなければならない。

(第三者の損害)

第13条 乙は、委託業務の処理について、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めに負う。ただし、甲の責めに帰する理由による場合においては、甲がその責めを負うものとする。

- 2 乙は、委託業務の処理により、人畜及び土地、建物その他物件に損害を与えない

よう必要な措置を講じ、第三者の損害を防止しなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく工事等完了届を甲に提出して、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正又は修正をし、更に甲の検査を受けなければならない。

4 乙は、甲の検査に合格したときは、遅滞なく目的物を甲に引き渡さなければならない。この場合において、乙は、工事等目的物引渡書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

(契約金額の支払)

第15条 乙は、前条の規定により検査に合格し、目的物の引渡しを終了したときは、所定の手続にしたがって、契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(引渡し前における目的物の使用)

第16条 甲は、第14条第4項に規定する引渡し前においても、乙の同意を得て目的物の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の場合において、甲はその使用部分についての保管の責めを負わなければならない。

3 第1項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議の上定める。

(契約不適合責任)

第17条 甲は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第18条 甲は、引き渡された目的物に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能期間をいう。以下第2項、第4項及び第7項において同じ。）内でなければ、契約不適合を理由とした請求等を行うことができない。

2 この契約が建築設計業務委託の場合は、頭書の契約不適合責任期間の項に「目的物引渡しの日」とあるのは「建築物の工事完成後」と読み替えて前項の規定を適用する。ただし、目的物の引渡しから10年間を超えて請求等を行うことはできない。

3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第19条 甲は、次条又は第21条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しな

いとき。

- (2) 履行期間内に委託業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の指示に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (2) 目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第11号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (8) 第23条又は第24条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消されたとき。
- (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになった者であるとき。

ロ 暴力団員が役員（法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)として経営に関与している者であるとき(実質的に関与している場合を含む。)

ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。)として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。

ニ 役員等(法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用したことが明らかになった者であるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図った者であるとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者であるとき。

(12) 正当な理由なく、第30条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。

(13) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。  
(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。  
(乙の催告による解除権)

第23条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。  
(乙の催告によらない解除権)

第24条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第10条第1項の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第10条第4項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合の損害賠償に準用する。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 乙は、第23条に規定する場合又は前条第1項に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすること

ができない。

(甲の損害賠償請求等)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。

(2) 目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第20条又は第21条の規定により、目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第20条又は第21条の規定により、目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は適用しない。

5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

6 前項の規定による遅延日数の計算については、検査に要した日数は参入しない。検査の結果不合格となった場合におけるその補正又は修正をさせるために甲が第1回目に指定した日数についても同様とする。

7 第2項の場合において、第2条の規定により契約保証金（同条第1項第5号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、甲は、当該契約保証金又は担保（次項において「契約保証金等」という。）をもって第2

項の違約金に充当するものとする。

8 甲は、前項の規定により契約保証金等を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

9 甲は、第1項又は第2項の場合において、甲は損害賠償金又は違約金の請求権と乙の委託料支払請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

10 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

11 第9項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

(不当な取引制限等の損害賠償の予約)

第27条 乙は、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第9項の規定を準用する。

(乙の損害賠償請求等)

第28条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第23条又は24条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持等)

第29条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、目的物（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

第30条 甲は、乙又は第3条第2項の規定により甲の承諾を得て委託業務の処理を受託し、若しくは請け負う者（以下この条において「乙等」という。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙等に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 甲は、前項の確認に当たり、乙等から提供された情報を警察署長に提供し、その意見を聴くことができる。

3 甲は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、

又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第31条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約外の事項)

第32条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。